

競技会規則・第3部

世界記録と日本記録

CR 31. 世界記録

申請と承認

- 31.1 世界記録は、競技会が行われた国または地域を統括する加盟団体によって事前に正しく定められ公表され、承認された正式な競技会で樹立されたもので、かつ WA 競技規則に従って実施されたものでなければならない。個人種目では3人以上、リレー種目では2チーム以上が、その種目に誠意をもって参加した者でなければならない。TR9の条件下で行われたフィールド種目と TR54、55に従って競技場の外で行われた種目を除き、競技者の記録は男女混合の競技で樹立されたものは承認されない。

〔注意〕

女子単独で実施されるレースの記録は CR32に合致していること。

- 31.2 WAが承認する世界記録の種類は以下のとおりである。

- 31.2.1 世界記録
- 31.2.2 U20世界記録
- 31.2.3 室内世界記録
- 31.2.4 U20室内世界記録

〔注意〕

- i 本規則において「世界記録」という場合、別途記載がない限り、本条に規定する全種類の記録を指す。
 - ii CR31.2.1、31.2.2の世界記録は、CR31.12、31.13に規定する条件を満たす競技場で達成され、承認された最も優れた記録とする。
- 31.3 世界記録を樹立した競技者（リレー種目の場合はチームのメンバー）は以下の条件を満たさなければならない。
- 31.3.1 本規則上、競技する資格を有していること。
 - 31.3.2 WAの加盟団体の管轄下の居住者であること。

- 31.3.3 CR31.2.2または31.2.4に基づいて提出される記録の場合は、該当する競技者の生年月日が事前に WA 事務総長によって確認されている場合を除き、パスポート、出生証明書、または類似の書類によって生年月日が確認され、その写しが申請書に添付できない場合は、競技者の加盟団体より遅滞なく WA 事務総長に提出されなければならない。
- 31.3.4 リレー種目の場合は、チームのメンバー全員が Eligibility to Represent a Member Rules に基づき単一の加盟団体を代表する資格を有していること。
- 31.3.5 競技者が世界新記録または世界タイ記録を樹立したら、競技終了後直ちにドーピング検査を受けなければならない。Anti-Doping Regulations（ドーピング防止規則・Appendix5－5.4.4a）で認められている事由以外での遅延は認められない。世界記録の承認のためのドーピング検査は、アンチドーピング規則に従って厳密に実施され、検体は収集後速やかに WADA 認定分析機関に送られ、分析されなければならない。400m 以上種目では、世界記録を承認するために収集された検体は、赤血球生成刺激剤（ESA）について分析されなければならない。ドーピング検査に関連する文書（ドーピング管理フォームおよび対応する検査結果）は、入手次第、直ちに WA に送付するものとし、理想とすれば、記録申請の際に記載しなければならない世界記録申請書類一式と共に、競技開催日を含め 30 日以内に WA 事務局に発送されなければならない（CR31.6 参照）。ドーピング検査に関する書類は Athletics Integrity Unit おいて審査され、以下の場合には記録は公認しない。
- ドーピング検査が実施されていない場合
 - ドーピング検査が競技規則またはアンチドーピング規則に従って実施されていない場合
 - ドーピング検査の検体が分析に適していない場合、または 400m 以上の競走競技で ESA の分析がされ

ていない場合

- d. ドーピング検査によりアンチドーピング規則に違反していることが判明した場合

〔注意〕

- i リレーの世界記録の場合は、チームのメンバー全員が検査を受けなければならない。
- ii 世界記録を達成する前にその時点で禁止されていた物質、もしくは技術を利用したことを競技者が認めた場合、**Athletics Integrity Unit**の勧告に従い、その記録は以降、**WA**によって世界記録とは見なされなくなる。

- 31.4 既存の世界記録と等しい、もしくはそれを上回る記録がつくられた場合、その競技が行われた国の加盟団体は、遅滞することなく記録公認のために **WA**が義務付ける全ての資料を揃えなければならない。**WA**によって公認されない限り、いかなる記録も世界記録とはみなされない。当該加盟団体は **WA**に対して、その記録申請を行う意向を直ちに通知する必要がある。

〔国内〕

国内で世界記録がつくられた時には、当該加盟団体は本連盟に成績を速やかに連絡し、記録を確認するために必要な資料を揃え、本連盟に送付する。本連盟は **WA**競技規則に基づき処理する。

- 31.5 記録が **WA**により受理されるには、その種目の既存の世界記録よりもよいか、等しくなければならない。もし記録が等しいならば、その記録は従前の記録と同じ位置づけで扱われる。
- 31.6 **WA**への公式申請書は30日以内に記入し、**WA**事務局に送付されなければならない。外国人競技者または外国チームに関する申請書であれば、当該申請書のコピーが当該外国人競技者または外国チームの所属する加盟団体に対して、同じ期限内に送付されなければならない。

〔注意〕

申請用紙は **WA**事務局で請求次第入手できる。また、**WA**のウェブサイトからダウンロードすることもできる。

- 31.7 世界記録が樹立された国の加盟団体は公式申請書に以下のものを添付しなければならない。
- 31.7.1 競技会のプログラム（もしくは電子データ）
 - 31.7.2 当該競技に関する全ての結果（本条の規定に基づいて提出が必要な情報も含む）
 - 31.7.3 写真判定システムが使われたトラック種目の世界記録の場合は、フィニッシュの判定写真とゼロ・コントロールテストの写真
 - 31.7.4 本条の規定に基づいて提出が求められるその他の情報（かかる情報を加盟団体が持っている場合、または持っているべきである場合）
- 31.8 記録は、予選または準決勝、走高跳・棒高跳における同成績を解決するための追加試技、CR18.7または TR8.4.2、17.2、25.20、54.7.3により結果的に無効とされた競技もしくはその一部であっても、または競技者が最後まで全競技を行ったかどうかにかかわらず、混成競技の個々の種目で作られたものでも申請することができる。
- 31.9 WA会長と事務総長の両者の承認により、世界記録として有効になる。もし両者が記録の承認にあたり何らかの疑義を抱いた場合は、WAのガバナンス規程（Governance Rules）に基づきカウンシルに決定を付託する。
- 31.10 世界記録が公認されたら、WA事務総長は
- 31.10.1 当該競技者の加盟団体、世界記録の申請を行った加盟団体、当該地域陸連に通知する。
 - 31.10.2 WAは世界記録保持者に対して公式世界記録盾を授与する。
 - 31.10.3 新たな世界記録が承認されるたびに世界記録認定リストを更新する。このリストに記載された記録は、リスト公表日以降、WAによって CR32、33、34、35に記載される各承認種目で競技者またはチームが達成し、承認された最も優れた記録とみなされる。
- 31.11 もし記録が承認されない場合、WAはその理由を明らかにする。

細 則

31.12 道路競走を除いて、

- 31.12.1 記録は WA に承認された競技施設または TR2、もしくは該当する場合は TR11.2 に適合する競技場所で達成されたものでなければならない。
- 31.12.2 200 m 以上（200 m を含む）のレースの記録は、1 周が 402.3 m（440 ヤード）を超えないトラックで作られ、またその競走が曲走路のいずれかの部分からスタートした場合のみ公認される。この 1 周の長さに関する制限は、普通 400 m トラックの外側に水濠がおかれる障害物レースには適用されない。
- 31.12.3 周回トラックで行われた種目の記録は、レーンの距離計測部分の半径が 50 m を超えないトラックで達成されたものでなければならない。但し、曲走路が二つの異なる半径である場合、円弧のうちの大きい方が 180 度の回転のうち 60 度を超えていないこと。
- 31.12.4 屋外で行われるトラック種目は、TR14 に適合するトラックで行われた場合のみが認められる。

31.13 室内世界記録

- 31.13.1 室内世界記録は TR41～43 に適合した WA 認可の競技施設あるいは競技場所で達成されたものでなければならない。
 - 31.13.2 200 m 以上のレースでは、周回トラック走路は 1 周 201.2 m（220 ヤード）を超えてはならない。
 - 31.13.3 長距離走では距離が規程の誤差以内であれば、1 周 200 m 以内の通常距離の周回トラックでの室内世界記録として認められる。
 - 31.13.4 周回トラックで行われる競技は、傾斜のある曲走路の半径は 27 m を超えず、周回を重ねて行う種目では二つの直線はそれぞれ少なくとも 30 m の長さの走路で達成されたものでなければならない。
- ### 31.14 競走競技と競歩競技の世界記録
- 31.14.1 記録は計時員によって計時されるか、WA 競技規則に適

合した写真判定システム (TR19.19に従ってゼロ・コントロールテストを行ったもの)、またはトランスポンダーシステムによって計時されたものでなければならない (TR19.24参照)。

- 31.14.2 800 m (4 × 200 m リレー および 4 × 400 m リレーを含む) までの種目の世界記録は、WA 競技規則に適合した写真判定システムによって記録された時間のみが承認される。
- 31.14.3 200 m 以内の屋外で達成された記録は、TR17.8～17.13 に示される方法で測定された風速の報告が必要である。平均秒速 2 m を超える風が走る方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。
- 31.14.4 TR17.4.3 と TR17.4.4 が適用される場合で当該種目の 1 回目の違反でない限り、TR17.3 に違反したらその記録は認められない。混成競技の個々の種目については TR39.8.3 で認められている不正スタート (1 回目の不正スタートの後の 2 回目以降のスタート) での記録は、世界記録としては公認されない。
- 31.14.5 CR32 と CR34 の対象となる 400 m (4 × 200 m リレー および 4 × 400 m リレーを含む) までの全てのレースの世界記録の公認は、TR15.2 に準拠した WA 承認のスタート・インフォメーション・システムに連結したスターティングブロックを使用し、かつ、そのスターティングブロックが適切に機能して反応時間が計測され、競技結果に表示されたものでなければならない。

TR17.4 の改正は、競技者またはリレー・チームが記録を達成した際、そのレースで競技者 (またはリレーの各走者) が TR17.4.3 と TR17.4.4 に定められている規則に 1 回だけ違反した場合、あるいは当該種目の複数行われるラウンドの中で最初の違反であった場合には、その記録を認めるというものである。競技者またはリレー・チームが記録を達成したとしても、違反が同一ラウンドで複数回あった場合や、同じ種目の前のラウンドで規則違反があり再び違反した場合には失格となり、記録は認められない。

- 31.15 同一レースにおいて複数の距離で樹立された世界記録
- 31.15.1 レースはある定められた距離のもとで行われなければならない。
 - 31.15.2 ある定められた時間内に達した距離を競うレースは、ある一定距離のレースと併存してもよい。(例：1時間走と20,000 m 参照：TR18.3)
 - 31.15.3 同じ競技者が同一のレースで別々の記録を申請することはさしつかえない。
 - 31.15.4 異なる競技者が同一のレースで複数の記録申請を行うことはさしつかえない。
 - 31.15.5 その競技者が定められた距離のレースを完走（歩）しなかった場合、途中までの短い距離で達成した記録は認められない。
- 31.16 リレー競走の世界記録
- リレー競走で第1走者が達成した記録は世界記録として申請することができない。
- 31.17 フィールド競技の世界記録
- 31.17.1 記録は3名のフィールド競技審判員が検査済の鋼鉄製巻尺または高度計を使って、またはその他の科学的計測器を使って計測されたものでなければならない。使用する計測器は TR10の規定に基づき、正確性が確認されたものでなければならない。
- 〔国内〕
- 鋼鉄製巻尺として、JIS規格1級認証品を使用する。
- 31.17.2 屋外で実施された走幅跳および三段跳の記録は、TR29.10～29.12に示される方法で測定された風速の報告が必要である。平均秒速2mを超える風が跳躍方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。
 - 31.17.3 世界記録は、もし樹立された記録がその時点でそれまでの記録と等しいか上回る場合、1競技会で複数の記録が認められる。
 - 31.17.4 投てき種目においては、使用された投てき用具（投てき物）は CR16の規定に基づき事前に検査されたものでな

なければならない。競技中に世界記録と同等かそれを上回る記録が達成された場合、審判長は直ちに使用された投てき用具（投てき物）に印をつけ、その投てき用具（投てき物）が本規則の規定に合致しているか、あるいは特性面で何らかの変更がなされていないか確認すべく、検査しなければならない。通常、当該競技終了後に、その投てき物について CR16 に基づく再検査を実施しなければならない。

31.18 混成競技の世界記録

個々の種目の記録は TR39.8 で定められた条件の下で達成されたものでなければならない。それに加え、風力計測が求められる種目では平均秒速（個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの）は +2 m を超えてはならない。

31.19 競歩競技の世界記録

少なくとも3人の WA レベルもしくはエリアレベルの国際競歩審判員が審判を務め、世界記録認定申請書に署名しなければならない。

31.20 競歩競技（競技場外）の世界記録

31.20.1 コースは WA / AIMS 認定の A 級もしくは B 級の計測員によって計測されたものでなければならない。かかる計測員は WA の要請に応じて、計測報告書および本条に定めるその他の必要な情報を確実に提供できるようにしなければならない。

31.20.2 周回コースはできるだけスタートとフィニッシュを競技場内とし、1 周は 1 km 以上で 2 km 以下とする。

31.20.3 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持つ、しかるべき資格を有すると主催者と協議して決めた役員は、競技者が完歩したコースが正式に計測され、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。

31.20.4 コースはレース当日のできる限り直前か、あるいはレー

ス後、直ちに、できるだけ最初の計測を行った計測員とは異なる A 級の WA / AIMS 自転車計測員が再確認（再計測）しなければならない。

〔注意〕

当初の計測が少なくとも 2 人の A 級計測員、または A 級計測員 1 人と B 級計測員 1 人によって行われた場合、CR31.20.4 の確認（再計測）は必要ない。

31.20.5 場外競歩競技においてコースの途中距離で達成された世界記録は、CR31 に規定する条件に合致していなければならない。途中距離はコース計測時に測られ、マークされていたものでなければならず、CR31.20.4 による確認がなされなければならない。

31.21 道路競走における世界記録

31.21.1 コースは WA / AIMS 認定の A 級もしくは B 級の計測員によって計測されたものでなければならない。かかる計測員は、WA の要請に応じて、計測報告書および本条に定めるその他の必要な情報を確実に提供できるようにしなければならない。

31.21.2 スタートとフィニッシュの 2 点間の理論上の直線距離は、そのレースの全距離の 50 % 以下とする。

31.21.3 スタート地点とフィニッシュ地点間全体の標高の減少は 1,000 分の 1（0.1%）、即ち 1 km あたり 1 m を超えてはならない。

31.21.4 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持つ、しかるべき資格を有すると主催者と協議して決めた役員は、競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。競技中は先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければならない。

31.21.5 コースはレース当日のできる限り直前か、あるいはレース後、直ちに、できるだけ最初の計測を行った計測員とは異なる A 級の WA / AIMS 自転車計測員が再確認（再

計測)しなければならない。

〔注意〕

当初の計測が少なくとも2人のA級計測員、またはA級計測員1人とB級計測員1人によって行われた場合、CR31.21.5の確認(再計測)は必要ない。

31.21.6 レース中の途中距離で達成された道路競走の世界記録は、CR31の条件に合致していなくてはならない。その途中距離はコース計測実施の際に測られ、マークされていたものでなければならず、CR31.21.5に則った確認がなされなければならない。

31.21.7 ロードリレーは各区間を5 km、10 km、5 km、10 km、5 km、7.195 kmとする。各区間の距離は各区間とも誤差±1%以内とし、コース計測実施の際に計られ、マークされていなければならず、CR31.21.5に則った確認がなされなければならない。

〔注意〕

各国の競技会統括団体およびエリア陸連が国内またはエリア新記録を公認する際には、上記で示されたものと同様な規則によることを推奨する。

CR 32. 世界記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

男 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m

110 mハードル 400 mハードル

4×100 mリレー 4×200 mリレー 4×400 mリレー

十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル※ 2,000 m 3,000 m

5,000 m 10,000 m 1時間

3,000 m障害物

4 × 800 mリレー ディスタンスメドレーリレー

4 × 1,500 mリレー

競歩(トラック) 20,000 m 30,000 m° 35,000 m°

50,000 m

※ 1 マイル = 1,609.344 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時:

道路競走 1 マイル※ 5 km 10 km ハーフマラソン

マラソン 50 km # 100 km

ロードリレー (マラソンの距離のみ)

競歩(道路) 20 km 35 km° 50 km

フィールド種目

跳 躍: 走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき: 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ: 100 m 200 m 400 m 800 m

100 mハードル 400 mハードル

4 × 100 mリレー 4 × 200 mリレー 4 × 400 mリレー

七種競技 十種競技

写真判定あるいは手動計時:

1,000 m 1,500 m 1 マイル 2,000 m 3,000 m

5,000 m 10,000 m 1 時間

3,000 m障害物

4 × 800 mリレー ディスタンスメドレーリレー

4 × 1,500 mリレー

競歩(トラック) 10,000 m 20,000 m 35,000 m°

50,000 m *

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時:

道路競走 1 マイル※ 5 km 10 km ハーフマラソン

マラソン 50 km # 100 km

ロードリレー (マラソンの距離のみ)

競歩(道路) 20 km 35 km° 50 km

- * 記録の初回認定は2019年1月1日以降とし、4時間20分00秒以内の記録を対象とする。
- ° 記録の初回認定は2023年1月1日とし、男子は2時間22分00秒以内、女子は2時間38分00秒以内の記録を対象とする。
男子の30,000mの記録は、35,000mの初回認定記録が掲載された段階で削除する。
- # 記録の初回認定は2022年1月1日とし、CR31に適合した記録とする。男子は2時間43分38秒以内、女子(単独レース)は3時間07分20秒以内、女子(男女混合レース)は2時間59分54秒以内の記録を対象とする。
- ※ 記録の初回認定は2023年9月1日とし、男子3分50秒以内、女子4分19秒以内の記録を対象とする。その時点で上記記録が達成されていなかった場合、その時点でのベストタイムが世界記録となる。
写真判定装置による0.01秒単位の記録、またはトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。

〔注意〕

- i 競歩競技を除く女子の道路競走については、WAは男女混合レース(男女混合)で達成された世界記録と女子レース(女子単独)で達成された世界記録という二つの世界記録を公認するものとする。
女子の競歩競技については、男女混合レース(男女混合)または女子レース(女子単独)のどちらかで達成された一つの世界記録を公認するものとする。
道路競走の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を世界記録として公認する。
- ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。

〔注釈〕

WAは男女別に時間差を置いてスタートするレースは「女子単独」に含めている。

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

男女混合

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 4×400mリレー（男女混合）

CR33. U20世界記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

U20男子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m

110 mハードル 400 mハードル

4×100 mリレー 4×400 mリレー

十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m

5,000 m 10,000 m

3,000 m障害物

競歩（トラック） 10,000 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩（道路） 10 km

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

U20女子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m

100 mハードル 400 mハードル

4×100 mリレー 4×400 mリレー

七種競技 十種競技（7300点を超える場合のみ公認）

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m

5,000 m 10,000 m

3,000 m障害物

競歩（トラック） 10,000 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩（道路） 10 km

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

CR34. 室内世界記録として公認される種目

全自動写真判定（F.A.T.）

手動計時（H.T.）

男 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 50 m 60 m 200 m 400 m 800 m

50 mハードル 60 mハードル

4 × 200 mリレー 4 × 400 mリレー

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m 5,000 m

4 × 800 mリレー

5,000 m競歩

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 50 m 60 m 200 m 400 m 800 m

50 mハードル 60 mハードル

4 × 200 mリレー 4 × 400 mリレー

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m 5,000 m

4×800mリレー

3,000m競歩

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

CR35. U20室内世界記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

U20男子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 60m 200m 400m 800m

60mハードル

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

U20女子

競走・混成競技

写真判定のみ： 60m 200m 400m 800m

60mハードル

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000m 1,500m 1マイル 3,000m 5,000m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

CR 36. その他の記録

- 36.1 大規模競技会、選手権大会、一般競技会等、競技会毎の大会記録は、その大会の主催者や大会組織委員会により定められ

る。

- 36.2 当該競技会で風の条件を考慮しないとの規定がある場合を除き、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。

〔国内〕CR 37. 日本記録と公認記録

日本記録

- 37.1 日本記録がつくられた時には、競技会を統括する加盟団体は本連盟に成績を速やかに連絡し、記録を確認するために必要な資料を揃え送付しなければならない。

日本記録は、

- (a) 日本記録
- (b) U20 日本記録
- (c) U18 日本記録
- (d) 室内日本記録
- (e) U20 室内日本記録
- (f) U18 室内日本記録

とする。

このうち、(a) 日本記録(b) U20 日本記録(c) U18 日本記録は、本条の日本記録の公認要件を満たしていなければならない。また、(d) 室内日本記録(e) U20 室内日本記録(f) U18 室内日本記録は、CR31.13 室内世界記録の公認条件に準じる。

〔参照 CR32～35〕

- 37.2 前項の確認とともに加盟団体は、本連盟所定の新記録申請書に次項の必要事項を記載し、できるだけ速やかに本連盟に送付する（競技会終了後、一週間をめぐとする）。
- 37.3 競技会の開催を統括する加盟団体が新記録申請書を作成する時には、その競技会の審判長、関係審判員および記録・情報処理員が確認した、次の事項を記載する。

＜記載事項＞

- (1) 当該種目
- (2) 達成記録
- (3) 風力（追風が問題となる各試技の実施時）

- (4) 競技者名と所属名
- (5) 競技会の行われた日時
- (6) 競技会の開かれた場所
- (7) 競技会名
- (8) 本連盟の規則が正確に適用されたことの確認（総務と当該審判長の署名）

<添付書類>

- (1) 印刷した大会プログラム
- (2) 当該種目の全記録
- (3) トラック競技で写真判定が行われた場合は、その記録の判定写真およびゼロ・コントロールテストの写真
- (4) フィールド競技では全記録用紙

申請に用いる成績表は、コンピューターで記録処理を行った競技会にあっては、コンピューターシステムに直結した印刷装置で出力した記録表もしくは、その記録表をもとにして製版印刷された記録表を使用することができる。

また、電子データによる申請も、所定の要件を満たす場合は使用することができる。

37.4 日本記録公認の要件は、次の通りとする。

- 37.4.1 記録は公認競技場、公認長距離競走路・競歩路でつくられたものでなければならない。また表面が木製であってはならない。

公認競技場については、「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」を参照のこと。

- 37.4.2 記録は競技会が行われた地域を統括する本連盟加盟団体によって事前に正しく定められ、公表され、承認された正式な競技会で樹立されたものでなければならない。競技会のプログラムの中には、その競技種目に参加する競技者の氏名が印刷されていなければならない。

- 37.4.3 記録はその種目における公認された日本記録よりもよいか、あるいはそれと等しいものでなければならない。

- 37.4.4 記録は予選または準決勝、同着あるいは同記録を解決す

るための再レースあるいは追加試技、または混成競技でつくられたものでもさしつかえない。

- 37.4.5 日本記録（オリンピック種目のみとし、U20・U18・室内は含まない）を樹立した競技者は、ドーピング検査を受けなければならない。海外の競技会において日本記録を樹立し、競技後にドーピング検査が実施されなかった場合には、日本に帰国後速やかにドーピング検査を受けなければならない。その検査結果がドーピング防止規程違反ならば、あるいはその検査が実施されていない場合は、本連盟は日本記録として公認しない。
- 37.4.6 競歩競技の日本記録については、少なくとも一人のJRWJ（日本陸連競歩審判員）以上の資格を持った競歩審判員が競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。
- 37.4.7 外国における競技会で日本記録がつくられた時は、新記録申請書とそれを確認できる記録証明書及び必要資料を、できるだけ速やかに提出する（競技会終了後、一週間をめどとする）。
- 37.5 記録公認の競技場および競技会の条件は、CR31世界記録の31.14.1～4、31.15、31.16、31.17、31.18、31.21.2～3、31.21.6～7を適用する。
- 37.6 本連盟は、日本記録を公認する。申請した記録を認めない時は、理由を付して、その加盟団体に文書をもって通知する。これらの公式記録の表は毎年12月末日に改訂して公表し、その写しは各加盟団体に送付する。本連盟は、日本記録の表を毎年1月末日までにWA事務局に送付する。
- 新しい種目が加わった時、および記録の扱い方が変更になった場合には、その年に出されたもっともよい記録を日本記録として扱う。
- 37.7 日本記録の表およびWAに提出した世界記録承認願の写しは、本連盟事務局で保管する。各加盟団体はその都道府県の最高公認記録の表を保管しなければならない。その表の写しは、毎年11月末日までに本連盟事務局に送付しなければな

らない。

日本記録として公認される種目は、CR37.10～37.15に規定する。

記録公認については、各加盟団体は本連盟規則を採用する。

公認記録

- 37.8 加盟団体は主催、共催あるいは所管した競技会の成績表（トラック種目とリレー種目の予選・準決勝・決勝記録表、各フィールド種目の記録表、混成競技記録表等）各1部を、できるだけ速やかに本連盟に送付しなければならない（競技会終了後、一週間をめどとする）。

成績表に報告された以外の記録は、いかなる場合も公認記録の対象とはならない。

報告は次のようになされる。

- 37.8.1 追風が記録の公認に影響する種目については、決勝記録表、予選記録表の左の欄に、風向あるいは追風の区別および風速を必ず記入する。

- 37.8.2 プログラム1部を添える。特に競技者氏名あるいは所属の訂正のある場合は注意する。

「登録会員規程」によって登録されていない競技者の記録、または本連盟が定める要件を満たさない競技会の記録は、いかなる場合も公認記録の対象とはならない。

申請に用いる記録表は、コンピューターで記録処理を行った競技会にあっては、コンピューターに直結した印刷装置で出力された記録表をもって代えることができる。

データによる申請については、申請に用いる成績表の要件を満たしていればシステムを用いて行うことができる。

主催者は公式の成績とその資料を少なくともその年度内保管しなければならない。

- 37.9 外国における競技会でつくられた記録は、それを確認できる記録証明書等添付して記録公認申請する。

37.10 日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

男 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 300 m 400 m 800 m
 110 mハードル 400 mハードル
 4×100 mリレー 4×200 mリレー 4×400 mリレー
 十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル※ 2,000 m 3,000 m
 5,000 m 10,000 m 15,000 m 1時間
 3,000 m障害物
 4×800 mリレー 4×1,500 mリレー
 競歩(トラック) 5,000 m 10,000 m 20,000 m
 30,000 m 35,000 m 50,000 m
 ※1マイル=1,609.344m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

道路競走 1マイル※ 5 km 10 km 15 km 10マイル ||
 20 km ハーフマラソン 25 km 30 km
 マラソン 50 km 100 km
 ロードリレー(マラソンの距離のみ)
 競歩(道路) 10 km 15 km 20 km 30 km 35 km 50 km

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
 投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 300 m 400 m 800 m
 100 mハードル 400 mハードル
 4×100 mリレー 4×200 mリレー 4×400 mリレー
 七種競技 十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 2,000 m 3,000 m
5,000 m 10,000 m 1 時間
3,000 m障害物
4 × 800 mリレー 4 × 1,500 mリレー
競歩（トラック） 5,000 m 10,000 m 20,000 m
35,000 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

道路競走 1マイル* 5 km 10 km 15 km 20 km
ハーフマラソン 25 km 30 km
マラソン 50 km 100 km
ロードリレー（マラソンの距離のみ）
競歩（道路） 5 km 10 km 15 km 20 km 35 km 50 km

* 初回認定は2023年12月31日とする。

写真判定装置による0.01秒単位の記録、またはトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。

〔注意〕

競歩競技を除く女子道路競走について、男女混合レースで樹立された日本記録と女子単独レース（男女別時間差スタートを含む）で樹立された日本記録に分けて二つの日本記録を公認する。

女子の競歩競技については、男女混合レース（男女混合）または女子レース（女子単独）のどちらかで達成された一つの日本記録を公認するものとする。

道路競走の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を日本記録として公認する。

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

男女混合

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 4 × 400 mリレー（男女混合）

37.11 U20 日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

トランスポンダー計時 (T.T.)

男 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m

110 m ハードル 300 m ハードル 400 m ハードル

4 × 100 m リレー 4 × 400 m リレー

十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m

5,000 m 10,000 m

2,000 m 障害物 3,000 m 障害物

競歩 (トラック) 10,000 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩 (道路) 10 km

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m

100 m ハードル 300 m ハードル 400 m ハードル

4 × 100 m リレー 4 × 400 m リレー

七種競技 十種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m

5,000 m 10,000 m

2,000 m 障害物 3,000 m 障害物

競歩 (トラック) 5,000 m 10,000 m

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時：

競歩 (道路) 10 km

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

37.12 U18日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

男 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m
110 mハードル 300 mハードル 400 mハードル
4 × 100 mリレー
八種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m
5,000 m 10,000 m
2,000 m障害物 3,000 m障害物
競歩（トラック） 10,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定のみ： 100 m 200 m 400 m 800 m
100 mハードル 300 mハードル 400 mハードル
4 × 100 mリレー
七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1 マイル 3,000 m
5,000 m 10,000 m
2,000 m障害物 3,000 m障害物
競歩（トラック） 5,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳
投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投

37.13 室内日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

男 子**競走・混成競技・競歩種目**

写真判定のみ： 50 m 60 m 200 m 400 m 800 m

50 mハードル 60 mハードル

4 × 200 mリレー 4 × 400 mリレー

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

4 × 800 mリレー

5,000 m競歩

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

女 子**競走・混成競技・競歩種目**

写真判定のみ： 50 m 60 m 200 m 400 m 800 m

50 mハードル 60 mハードル

4 × 200 mリレー 4 × 400 mリレー

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

4 × 800 mリレー

3,000 m競歩

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

37.14 U20室内日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

男 子

競走・混成競技

写真判定のみ： 60 m 200 m 400 m 800 m

60 mハードル

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

女 子

競走・混成競技

写真判定のみ： 60 m 200 m 400 m 800 m

60 mハードル

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

37.15 U18室内日本記録として公認される種目

全自動写真判定 (F.A.T.)

手動計時 (H.T.)

男 子

競走・混成競技

写真判定のみ： 60 m 200 m 400 m 800 m

60 mハードル

七種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投

女 子

競走・混成競技

写真判定のみ： 60 m 200 m 400 m 800 m

60 mハードル

五種競技

写真判定あるいは手動計時：

1,000 m 1,500 m 1マイル 3,000 m 5,000 m

フィールド種目

跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳

投てき：砲丸投